

オリーブの会通信

2016年2月8日

発行：特定非営利活動法人KHJ香川県オリーブの会

〒760-0043 高松市今新町4番地20

連絡先 TEL/FAX 087-843-9877

<http://khj-olive.com/>

(隔月発行移行後第5号)



今年も立春を過ぎ、梅の蕾が膨らみを見せるとともに、人や鳥・動物・植物たちもぼちぼち動き始める頃となりましたが、皆様方にはお変わりなくお元気でお過ごしのことと存じます。また、オリーブの会の運営につきましては、いつもご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、2015（平成27）年度も、あと1か月余りとなり、次年度に向けての諸準備を進めているところです。特に、2016年度は、昨年度の第10回KHJ全国大会in香川の経験と今まで培ってきた実績を形あるものにする大切な年でもあります。

皆様方には、お一人お一人がお互いに声を掛け合いながら、明日に向けてオリーブの会を盛り立てていただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ◎ 今回は、第164回・165回月例会の予定と第162回・163回月例会の状況をお知らせいたします。

なお、166回月例会は平成28年度定期総会の開催予定となっています。

- ◎ 平成28年度定期総会は、同28年4月24日（日）13時30分から香川県社会福祉総合センターにて開催を予定しています。会員の皆様には、ご多用中と存じますが、多数ご出席いただきますようよろしくお願い致します。（4月にご案内予定です。）

- ◎ 平成 27 年度ひきこもりサポーターフォローアップ研修が 1 月 31 日終了いたしました。目的はサポーターの活動体験の共有、対応方法等の検討、他のケースを聴くことで、客観的な視点を養うなど講師の先生を招聘して研修を行いました。ご協力有難うございました。

第164回月例会ご案内

日 時	2016 年 2 月 28 日 (日) 13:30~16:30 (受付:13:00~)
場 所	香川県社会福祉総合センター 7 階 (第 2 中会議室) 高松市番町 1-10-35 Tel 087-835-3334
内 容	☆一部 13:30~15:00 演題 「生活保護法について」 講師: 泉 善法氏 (NP 法人「東香川障害者自立支援センター」相談所 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、KHJ 香川県オリープの会理事) (質疑応答等) 15:00~15:15 休憩 ☆二部 15:15~16:30 グループ別話し合い
参加費	・会員 1 家族 1,000 円 ・一般の方 1,500 円 ・当事者は無料

第165回月例会ご案内

日 時	2016 年 3 月 27 日 (日) 13:30~16:30 (受付:13:00~)
場 所	香川県社会福祉総合センター 6 階 (第 1・2 研修室) 高松市番町 1-10-35 Tel 087-835-3334
内 容	☆一部 13:30~15:00 演題 「笑顔と充実感のある生活を目指して」 講師: 浅田 みちる氏 (臨床心理士・KHJ 徳島県「つばめの会」副会長) (質疑応答等) 15:00~15:15 休憩 ☆二部 15:15~16:30 グループ別話し合い
参加費	・会員 1 家族 1,000 円 ・一般の方 1,500 円 ・当事者は無料

◎ 第 162 回月例会（12 月 20 日）の概要

1 「若者の近況報告など」

近況報告では、グローバルシッパス・こうべの森下さん他 2 名とポパイの会 2 名からそれぞれ報告がありました。とりわけ、今回の会場設営は、今までの教室形式から引きこもり大学の対面形式（机を取り除いて話し手と聞き手が向き合い、親近感を覚えらるるもの）として初めて行われました。

5 名の若者のお話は、それぞれの体験を踏まえ、今取り組んでいることについて、わかり易く、丁寧にかつユーモア感覚も取り入れながらの熱弁でした。

その概略は次のとおりです。

○Mさんは、引きこもり大学のキャラバンを 1 年位行い、当事者、支援者、個人との繋がり（ネットワーク）が出来たことが、未来志向の中で意義のあることであるとのことでした。

○Sさんは、幼少期から青年期に至るまでの自ら体験したことを淡々とユーモアを交えながら話されました。その中で家族との辛い関係や自ら学ぶ喜びに加え四国八十八か所を 41 日間で結願して心の糧を得たこと。そしてKHJ 高知県やいろ鳥の会会長との出会いがあり、引きこもりを脱出することが出来ました。今は、エンターテイメントとして自分に出来ることをしながら、自分の価値が生まれる場所に出かけている。自分の居場所は人が居場所であるとの考えの基、このような居場所を広めていけたらいいとのことでした。

○Hさんは、引きこもりの原因が完璧主義へのこだわりがあったことに気付かせてくれた先生との出会いや、ありのままの自分と仮の自分を使い分けて対応することの大切さを経験できたことが今役立つ。これからは、若者とフェイスブック等を通じて繋がりを持っていきたいとのことでした。

○I さんからは、大学院で社会学の研究をしている。今、「社会的ひきこもり近畿マップ」を当事者目線で作成している。これからは、社会活動として「当事者研究会」を広めるため、全国交流集会を 2016 年 11 月に大阪大学豊中キャンパスで開くことにしている。

また、引きこもり施策は、生活困窮者支援制度の中でも任意事業であり、制度の狭間にあるので何か出来ないか、知識として役立てていきたいとのことでした。

○Mさんは、引きこもり大学での経験を踏まえて当事者と繋がり、居場所のリフォームで父子関係の回復を図れたことが大きな前進であったとのことでした。

2 「グループ別話し合い」

若者の話を聴いて感じたことや親子関係で困っていることに解決の糸口が見えたとの意見などが出され、意義ある一時となりました。

◎第 163 回月例会

(1月24日は雪のために予定の講演が中止となり、ビデオ学習を行いました。)

1 ビデオ学習「KHJ 関東ブロック・東東京支部 学習会ビデオ」(90分もの)

講師：桜美林大学 社会福祉学部 教授 42歳 視覚障害者

「福祉制度についての基礎知識」～地域の各種福祉制度に繋がることが重要

- 「障害者基本法」 理念法であり、定義では発達障害を含むとされている。
社会的障壁を除くためには社会モデル（入り口を大きくする）がいい。
「手帳制度」～国際的には少ない「種類」知的障害1～4級、精神障害1～3級
「障害者手帳」～2年毎に更新必要 課題は親の高齢化、地域との繋がりが大切
- 「発達障害者支援法」 発達障害は脳機能の障害、生きづらさを感じる特性有
全国各地に支援センターがあるので活用されたい
- 「障害福祉総合支援法」 定義有、難病審査を経て福祉サービスが使える。
- 「障害者雇用支援法」 就労移行支援、一般企業への就職を目指す
- 「訓練等給付」 一般就労24か月以内、10人以内の少人数グループホーム
- 「障害者雇用促進法」 平成25年度から2パーセントの障害者を雇うこと義務化
従業員201人以上の企業が対象、小さい企業は費用過多
身体障害者、知的障害者、精神障害者雇用数は増加傾向
手帳保持している者が対象とされ、優遇措置がある。
- 「障害者差別解消法」 施行前の法律、差別取扱しないという合理的配慮はトーン
ダウン、民間は努力義務、手話通訳は全国的配慮（障害者
権利条約を踏まえてのもの）
- 「成年後見制度」 後見、保佐、補助の3種類 後見は親族が42パーセント
認知能力軽い場合は補助人を付ける 裁判所が選ぶ
- 「任意後見制度」 個人が選ぶ場合は、公証人役場で公正証書を書いてもらう。
後見監督人は家庭裁判所へ手続きをする。
- 「成年後見制度利用制度」 身内がない場合は区長が代理で家庭裁判所に手続き
- 「生活保護法」 国が最低限みます、無差別平等、最低生活保障他
申請しないと出ない、生活保護手帳有、原則世帯単位
給付内容：生活扶助、各種加算有、

- 「生活福祉資金貸付制度」 市町村単位、障害者世帯に貸付制度有、不動産担保型、連帯保証人必要、利率 1.5 パーセント、
- 「介護保険制度」 市町村中心、65 歳以上該当、40 歳以上：メリットは 45 歳で脳卒中になった場合は、45 歳から保険適用される。
- 「障害者総合支援法」 市町村の地域支援包括支援センターを活用（福祉、看護の専門家が在籍）する。
- 「高齢者住まい法」 サービス付き高齢者住宅、相談員がいて力を貸してくれる。

2 グループ別話し合い

今回は雪のため取りやめ、積雪になる前に家路に付きました。

【ポパイの会】{独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業}

平成 27 年度WAM事業は、お蔭お持ちもちまして 1 月行事をもってすべて終了することが出来ました。これも皆様方のご支援の賜物であり心より感謝申し上げます。

出来ればWAM事業で経験したことが、若者にとって次のステップに繋がりますよう、今後とも、ご支援方をよろしくお願い致します。

（「ひきこもり当事者の居場所づくり」利用者アンケートにもご協力いただき有難うございました。）



○1 月 活動内容・実績

「ひきこもり当事者の社会的自立に向けた居場所づくり事業」

月 日	内 容	参加人数 (支援者含む)
1 月 5 日 (火)	語り場・雑談交流 (ゲーム交流を変更)	3 名
1 月 11 日 (月)	PC 教室 (Word で表を作成、文字の装飾や書式のコピー、貼り付けの仕方などを練習。) 居場所リフォーム (12 月に引き続きクロス張りの作業。)	4 名
1 月 17 日 (日)	PC 教室 (2/11 開催の若者交流会のチラシ作成、ネットから案内図の貼り付けや装飾を行う。)	5 名
1 月 19 日 (火)	調理体験実習 (手作り弁当)	8 名

○1 月 19 日 (火) 高松市太田上町の「はーもにー」 調理体験実習 (幕の内弁当)

10 時半に調理室に集合、食材も前もってスーパーで購入、K さんがいつものように My お鍋やフライパンなどを持参、2 人の補助の H さん、K さんもそれぞれ食材と調味料など準備していただきました。レシピの説明と手順の説明があり、コンビニ弁当と単価や味を比較しながら、また香川の郷土料理のまんばのけんちゃんの味がそれぞれ家庭で違うというので、話題が尽きることなく楽しくおしゃべりしながら料理をしました。「はーもにー」では隣の部屋で手芸をされている方たちが、時々様子を見にこられたり、出来具合に感心され話しかけていただいたり、他者と接する機会がもてた

ことも良かったと思います。弁当は、煮物、揚げ物、酢の物、果物、ごはん等 12 種類の品をバランスよく、彩りも考えながら、手分けして一つ一つを弁当箱に詰めて仕上げました。

WAM 事業の最終となりましたが、6 回の調理体験実習から 親が一緒だから参加できた若者、回を重ねる毎にみんなと一緒にしゃべりながら食事ができるようになったこと、食材の種類や値段、味付け、作り方などに徐々に興味を示し行動出来るようになったこと、また実習には来れなくてもレシピ作成を手伝ってくれた若者、進んでお菓子作りを引き受けてくれた若者の協力もあったことなどを報告させていただきます。有難うございました。



①



②



③



④



⑤

①②③・・・居場所のリフォーム
(天井クロス張り作業の様子)

④⑤・・・手作り弁当
(幕の内弁当)

【2016/2 月 ポパイの会予定表】3 月の予定は 2/11 に話し合いたいと思っています。

日時	時間	実施内容	担当者
2 月 11 日 (木)	13 : 30 ~	第 3 回若者交流会 in 香川 (居場所)	森下
2 月 21 日 (日)	10 : 30 ~	椎茸菌の植え付け作業	東條

【2016 /2 ・ 3 月 運営委員会・在宅ワーク等の予定】

内 容	月	日	曜日	時 間	担 当
2015 年度第 10 回 (2 月) 運営委員会	2	6	土	13 : 30 ~ 16 : 30	川井
ポパイの会 (高知県の若者との交流会)	2	11	月	13:30 ~ 16:30	川井
在宅ワーク (原則 毎週火曜日)	2	2. 9 16. 23	火	13 : 30 ~ 16 : 00	平野・本倉 W
2015 年度第 11 回 (3 月) 運営委員会	3	5	土	13 : 30 ~ 16 : 30	川井
在宅ワーク (原則 毎週火曜日)	3	1. 8. 15. 22. 29	火	13 : 30 ~ 16 : 00	平野・本倉 W

以 上